

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険 の保険税・保険料の減免について

令和2年度に実施しました新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免について、令和3年度も実施することとなりました。令和3年の収入が令和2年と比べて3割以上減少する見込みの方は、まずお電話ください。

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

- ① 新型コロナウイルス感染症により、
世帯主が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税(料)を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、
世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険税(料)の一部を減額**

■ 保険税(料)が減額される世帯主の要件

(1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて、10分の3以上減少する見込みであること
(2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険税(料)の減免額は、減免対象の保険税(料)額 (A×B/C) に、減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税(料)額 (A×B/C)	世帯主の前年の 合計所得金額に応じた減免割合 (D)
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税(料)額	300万円以下の場合：全部(10分の10) 400万円以下の場合：10分の8
B : 世帯主の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	550万円以下の場合：10分の6 750万円以下の場合：10分の4
C : 世帯主及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	1,000万円以下の場合：10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険税(料)の全部を免除。(国民健康保険の場合は、雇用保険の受給資格がない者など)

※国民健康保険税減免で失業の場合には、別の減免制度をご案内することがあります。

減免の相談・申請は、**事前に電話連絡**をお願いします。
連絡先：松崎町健康福祉課 (電話：0558-42-3966)

●介護保険料

- ① 新型コロナウイルス感染症により、
その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、
又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 ⇒ 保険料を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、
その属する世帯の主たる生計維持者の
収入減少が見込まれる第一号被保険者 ⇒ 保険料の一部を減額

■ 保険料が減額される第一号被保険者の要件

(1) 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて、10分の3以上減少する見込みであること
(2) 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険料の減免額は、減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）に、減免割合（ D ）をかけた金額です。

減免対象の保険料額（ $A \times B / C$ ）	主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合（ D ）
A ：当該第一号被保険者の保険料額	210万円以下の場合：全部(10分の10)
B ：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額	210万円を超える場合：10分の8
C ：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料の全部を免除。

コロナの影響かわからなくても、**3割以上収入が減少する見込みの方は、まずお電話ください。**

松崎町健康福祉課 電話0558-42-3966

国民健康保険の新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る**傷病手当金**

給与等の支払いを受けている国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われることにより、労務に服することができない時に、傷病手当金が支給されます。該当する可能性のある方は、**松崎町健康福祉課 保険年金係 (0558-42-3966)**までご相談ください。